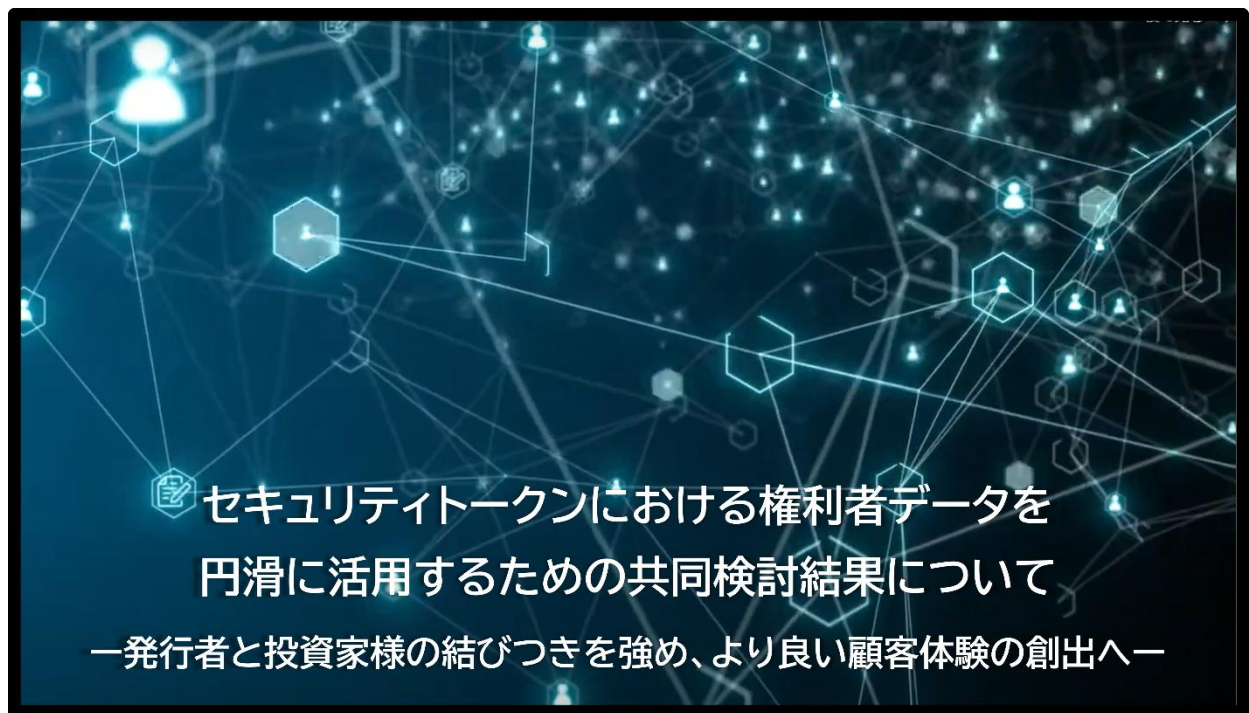


**セキュリティトークンにおける権利者データを円滑に活用するための共同検討結果について
ートークン発行者と投資家の皆さまの結びつきを強化し、より良い顧客体験の創出へー**



Progmatt, Inc. (代表取締役: 齊藤 達哉^{さいとう たつや}、以下 Progmatt 社) が主催する「デジタルアセット共創コンソーシアム」(略称 DCC、会員組織数 315) は、セキュリティトークン (ST) における権利者様のデータ活用及び関連事務の効率化を目的とした「ST データ連携円滑化ワーキング・グループ (WG)」の共同検討 (以下、本共同検討) の結果について、「報告書」として公表します。

1. 「ST データ連携円滑化 WG」の背景と概要

既存の振替証券に対する ST の利点は、ST 発行に関わる当事者がペーパーレスかつリアルタイムに情報把握できることです。

具体的なユースケースとしては、ST 発行関連事業者 (ST 情報をまとめる顧客向けアプリ提供者、社債発行企業等) が当該企業のファンマーケティングを目的に権利者のデータを活用し、保有残高等の条件に応じて特典を付与する”攻めのデータ活用”や、社債発行企業側に有事の事態が発生した際に迅速に権利者を特定し、債権者保護等の対応を実行する”守りのデータ活用”が挙げられます。

Progmatt として多くの ST 組成に携わる中で、前述の利点を享受するには、業界横断で改善が望まれる実務上の障壁が存在することを認識しています。具体的には、投資家の皆さまの個人データを適切にお預かりし、利活用を進めていくために、個人情報保護法の観点から個人情報の提供に関する同意を取得することや、ST 発行に関わる複数の当事者間で個人情報の委託契約を締結し合う必要

がある等、発行までに複雑な手続きが必要となり、案件や事業者ごとに対応が統一されていないままでは、都度対応の事務コストが発生してしまう点が挙げられます。

このような背景により、DCC では「ST データ連携円滑化 WG」を 2025 年 3 月に設置し、ST を発行する事業会社（以下、発行体）、証券会社、原簿管理人、社債管理者をはじめとする関連事業者 24 組織と検討を進めてまいりました。本共同検討では、発行体（及び関連事業者）がトークン発行後も長きにわたり投資家との関係性を維持し、投資家の皆さまにとってもより良い顧客体験が継続できるよう、データ利用目的や連携ルートを明確化し、円滑に利活用できる法的構成を整備することを目的としています。

2. 共同検討結果と今後の対応

本共同検討では、ST 権利者データの利用目的を整理し、発行体・証券会社・信託銀行・社債管理者といった関係者間で想定されるデータ連携のパターンを洗い出した上で、あるべき法的構成を検討しました。その結果、マーケティングを目的とした活用では、「本人に代わる個人データの第三者提供」を基本とし、発行体から関連マーケティング会社への提供は委託契約により補完する構成が、社債権者集会をはじめとする社債管理を目的とした活用では、「マーケティング同様に本人に代わる個人データの第三者提供」を前提としつつ、（必要に応じて）発行体や社債管理者から証券会社等への委託に伴う提供により実務を遂行する構成が有効であることを確認しました。また、個人情報保護法や金融分野における個人情報保護に関するガイドラインを踏まえ、同意取得の方法や契約整理の方向性について検討を行い、投資家保護と実務上の効率性の両立に向けた整理を取りまとめています。

今後の対応としては、本共同検討は終了となりますが、本報告書の内容が今後の具体的な ST 案件において参照され、各アセットの特性や関係者の座組みに応じたデータ利活用の検討に活かされることで、権利者データの円滑な活用が一層進展していくことを期待しています。

本件に係る詳細を纏めた「報告書」は、下記の URL よりご覧ください。

WG 報告書：<<https://speakerdeck.com/progmat/wg-dcc-st-data-transfer>>

以 上

<別紙1>「報告書」要旨

要旨は以下のとおりです。詳細な検討内容は、公表資料をご覧ください。

項目	内容
データ連携円滑化で期待される効果	✓ 権利者データの円滑な共有/活用の下地が整備されることで、発行体の業績拡大のための”攻め”、投資家保護のための”守り”の両面での効果が期待される ➢ 攻めのデータ活用：<u>ファンマーケティング文脈</u>での権利者のリアルタイムな情報把握と施策実行 ➢ 守りのデータ活用：ハイイールド債等をはじめ、<u>発行体のデフォルト発生時における権利者の迅速な把握</u>と対応
本 WG の検討スコープ	✓ 現時点の ST の大宗を占める不動産（信託型）と社債を対象に、それぞれにおいて、<u>データ利活用の要件</u>、<u>データ連携ルートの類型化</u>、左記を前提としたデータ連携を円滑に進めるための”<u>あるべき法的構成</u>”を整理した
データ利活用の要件	✓ 発行体が投資家に魅力的な体験や適切なマーケティング施策を提供するための属性データ取得と、社債管理業務における<u>正確な本人確認（社債権者集会）</u>と<u>納税対応</u>の二軸が中心 ✓ （個人情報保護法や金融分野における個人情報保護に関するガイドラインを遵守した上で）データを円滑に連携するには、権利者本人への同意取得にあたり、<u>データ利用目的の具体性や提供項目の明確化、提供先の特定性</u>が肝要となる ✓ なお、データ連携にあたり、権利者と接点を持つ<u>仲介者側の顧客同意の把握・管理に係る負荷、営業資産としての機密情報管理、自主規制団体規則への抵触可能性等に係るフィージビリティも踏まえた対応が必要</u>となるため、将来的には業界統一的な取扱いが望まれる
検討の前提となる連携パターン	✓ あるべき法的構成の整理に向け、どの連携ルートが現実的か、契約・ポリシー・事務負荷・効率性・汎用性の観点で評価を実施 ✓ 信託型 ST では、<u>権利者原簿を管理する信託銀行を経由し発行体に連携するルート</u>が、社債 ST では、社債管理業務のために<u>発行体または社債管理者に連携するルート</u>が法的整理の前提として妥当とされた ✓ なお、社債 ST については社債権者集会での招集通知や本人確認業務等のオペレーションが必要となることから、<u>権利者との直接的な接点を持つ仲介者への委託を想定する</u>ことも議論された
あるべき法的構成（マーケティング）	✓ 発行体が投資家向けに特典や情報を提供するため、<u>多様な個人データの活用</u>が不可欠。ゆえに<u>利用目的が変わりやすく約款対応は難しい</u>ため、個別同意書での<u>同意取得が現実的</u> ✓ ただし、発行体から関連マーケティング会社への連携は<u>個人データの取扱いの委託に伴う提供</u>で補完する形が妥当と考えられる ✓ 個人データの第三者提供の確認記録義務については、「<u>本人に代わる個人</u>

	<u>データの第三者提供」を基本とする</u>
あるべき法的構成 (社債管理業務)	✓ 社債権者集会の招集通知や本人確認など、<u>法的義務に基づく必須業務を中心にデータ連携が必要</u> ✓ 発行体はマーケティング活用と同様に「本人に代わる個人データの第三者提供」の構成とし、<u>社債管理者においても、当該業務は会社法で規定された権限と義務にあたるため、発行体のニーズや状態（破綻等）から切り離されるべきであることから、同様の構成が望ましい</u> ✓ なお、発行体または社債管理者が実務を仲介者に委託する場合には、そのデータ連携は、<u>個人データの取扱いの委託に伴う提供</u>が望ましい

<別紙2> 関連組織

(1) デジタルアセット共創コンソーシアム (DCC) 運営事務局

商 号 : Progmatt, Inc. (株式会社 Progmatt)
 代 表 者 : 代表取締役 Founder&CEO 齊藤 達哉
 本 社 : 東京都千代田区丸の内 1-6-5 丸の内北口ビルディング (WeWork 内)
 設 立 日 : 2023 年 10 月 2 日
 U R L : <https://progmatt.co.jp/>

(2) 「ST データ連携円滑化ワーキング・グループ (WG)」参加組織 (報告時点)

分類	具体名 (五十音順)
事業会社・ アセットマネジメント会社	① アセットマネジメント One 株式会社 ② ケネディクス株式会社 ③ KDX ST パートナース株式会社 ④ トヨタファイナンシャルサービス株式会社 ⑤ 三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社
銀行・信託銀行	① 株式会社SMBC信託銀行 ② 株式会社みずほ銀行 ③ みずほ信託銀行株式会社 ④ 三井住友信託銀行株式会社 ⑤ 株式会社三菱 UFJ 銀行 ⑥ 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
証券会社・ 流通市場運営者	① SMBC日興証券株式会社 ② 株式会社 SBI 証券 ③ 大阪デジタルエクスチェンジ株式会社 ④ 株式会社大和証券グループ本社 ⑤ 大和証券株式会社 ⑥ 東海東京証券株式会社 ⑦ みずほ証券株式会社 ⑧ 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 ⑨ 楽天証券株式会社
法律事務所	① アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 ② TMI 総合法律事務所 ③ 長島・大野・常松法律事務所 ④ 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業